

小児科診療 UP-to-DATE

2024年1月30日放送

子どもの健康権

大谷 & パートナーズ法律事務所
弁護士 大谷 美紀子

健康であることは、私たち人間にとって、とても大切なことです。国連が世界中のすべての国における、すべての人にとっての共通の人権基準である世界人権宣言を採択してから 75 周年になります。この宣言では、すべての人は、医療によって、自分と家族の健康を保持する権利を人権として有すると述べられています。

国連は、この世界人権宣言をさらに発展させ、個人の権利を国際的に保障するために、人権条約を採択してきました。1989年に、国連総会で採択された子どもの権利条約も、その1つです。子どもの権利条約は、24条で、到達可能な最高水準の健康を享受する権利を、子どもの健康権として定めています。

その内容は、すべての子どもは、病気の治療、リハビリテーション、ヘルスケアを受ける権利を有するというものです。子どもの健康権を実現するため、条約は、国が取り組むべき義務の内容を定めています。具体的には、死亡率を低下させること、プライマリーヘルスケアを提供すること、栄養のある食物、清潔な飲料水を供給すること、疾病および栄養不良を防止すること、母親の産前産後の保健を確保すること、栄養・母乳育児・衛生・事故の防止に関する教育を行うことなどです。さらに、予防保健、家族計画、環境汚染について国が取り組むべきことも定められています。

このように、子どもの健康権は、子どもが治療および保健のサービスを受けるだけでなく、子どもが最大限可能なまで発達成長し、かつ、健康の根本的決定要因に対するプログラムの実施を

子どもの健康権—子どもの人権

- ❖ 健康に関する権利—世界人権宣言(1948年)
- ❖ 子どもの健康権—子どもの権利条約(1989年)
24条「到達可能な最高水準の健康を享受する権利」

すべての子どもは、病気の治療、リハビリテーション、ヘルスケアを受ける権利を有する

通じて最高水準の健康に到達することを可能にする条件下で生活する権利をも含む、極めて広範で包括的な権利です。

日本は、1994年に子どもの権利条約を批准しました。批准というのは、国が条約を正式に受け入れる手続きです。これによって、日本は条約に定められたとおり、子どもの権利を実現する国際的な義務を負ったこととなります。

条約を批准した国がなすべき義務の1つに、条約を、子どもや親、子どもに関わる様々な専門職の人たちに知らせ、理解を促進することというのがあります。しかし、日本では、一般の人たちの間でも、また、医療関係者その他の専門職に携わる人たちの間でも、子どもの権利条約の内容は、十分に知られ、理解されているとは言えない状況にあります。

また、国は、条約の取組み状況を監視するために設けられた、国連子どもの権利委員会に対して、定期的に報告書を提出し、取組みが不十分な点について委員会から勧告を受けます。日本は、過去に4回、この審査と勧告を受け、少しずつ、条約に沿った取組みが進んできました。特に、昨年2023年、こども基本法が施行され、こども家庭庁が発足したことは、本年、条約批准30周年を迎える日本にとって、重要な節目となったと思います。今後、子どもの権利条約に定められた子どもの人権の実現に向けた取組みが、日本でも本格的に進んでいくことが期待されます。

具体的には、子どもにかかわるあらゆる分野の施策について、子どもの権利という観点から捉え直していくということが求められます。その責任は、国にあるのですが、子どもに関わる仕事に携わっている関係者が、子どもの権利条約に定められた子どもの権利を正しく理解し、実践していくことは、とても大切です。また、その際、国連子どもの権利委員会が、日本の子どもの状況について審査し、勧告した内容を取り入れていくことが重要です。

子どもの健康・医療についても、これを子どもの権利という観点から捉え直していく契機となると思います。特に、子どもの権利条約の全体を貫く重要な考え方が十分に理解・共有されることが大切です。それは、子どもは、これまで未成熟な存在として、単に保護や福祉の対象ととらえられてきたのに対し、子どもの権利条約は、子どもも一個の人格を持った人間であり、大人と同じように権利の主体であり、尊厳をもって扱われるべきであることを明らかにしたという点です。もちろん、子どもの権利条約では、18歳未満を子どもと定義していますから、子どもといっても、0歳から17歳まで年齢や成熟度には幅があります。子どもが権利の主体であるとは言って

日本は、1994年に子どもの権利条約を批准



子どもの権利を実現する国際的な義務

- ❖ 条約の周知
子ども、親、子どもに関わる専門職従事者
- ❖ 国連子どもの権利委員会による報告書の審査・勧告
これまでに4回の審査・勧告

2023年:こども基本法施行、こども家庭庁発足
2024年:日本の条約批准30周年

子どもに関わるあらゆる分野の施策を、子どもの権利の観点から捉え直す契機に

も、大人からの保護に依存することが多いのも事実です。この人生の重要な基盤を作る大事な期間に、子どもの発達しつつある能力に応じて、保護の必要性和子ども自身による権利の行使を尊重し支援することとのバランスを取っていくことが求められるのです。

また、子どもの権利という観点から、

子どもの健康について考えますと、子どもの健康権というのは、それ自体が重要な子どもの権利ですが、同時に、子どもの権利条約が保障する、生命、生存及び発達の権利、教育を受ける権利など、あらゆる権利を子どもが享受するために不可欠な前提でもあります。さらに、子どもが健康権を享受できるかどうかは、子どもが出生登録される権利や、相当な生活水準を享受する権利、社会保障の給付を受ける権利など、条約が定める他の子どもの権利の実現にもかかっているのです。

特に、子どもの権利条約の4つの一般原則としてよく知られている、子どもの生命・生存及び発達の権利、差別の禁止、子どもの最善の利益、子どもが意見を聴かれる権利を常に意識し、その観点から様々な判断や決定、取組みをしていくことが求められます。

このように、子どもの健康を、子どもの権利の観点から捉え直すということは、子どもを単に医療の対象として扱うのではなく、すべての子どもが平等に、身体的、情緒的及び社会的ウェルビーイングを背景として、1人1人の子どもが有する潜在的可能性を全面的に発揮しながら生存し、成長し、かつ発達する機会を有する権利があるという視点から、子どもの健康を考え、取り組んでいくことであると考えます。

日本は、これまでに、国連子どもの権利委員会による報告書の審査を4回受けていますが、最近の審査は2019年に行われ、子どもの健康の分野についても、数々の勧告を受けています。取り上げられた項目の一部をご紹介しますと、低体重出生率の問題、完全母乳育児の促進、チャイルド・フレンドリー・ホスピタルの推進、早期妊娠及び性感染症の防止に焦点を当てた思春期の女子及び男子を対象とした性と生殖に関する教育、思春期の女子を対象とする、安全な中絶及び中絶後のケアのサービスへのアクセス、子どもおよび思春期の青少年のメンタルヘルスへの対処、ADHDの子どもの診断及び医療的措置の問題、小児緊急処置の拡大の確保といった問題についての勧告がなされています。詳しくは、外務省のウェブサイトに掲載されていますので、そちらでご覧いただければと思います。

近年、子どもの健康権に関して国際的に注目されている問題としては、気候変動や汚染などの

子どもの健康・医療を子どもの健康権の観点から捉え直す

- ❖ 子どもは権利の主体
- ❖ 子どもの発達しつつある能力
- ❖ 子どもの健康権は、あらゆる子どもの権利の実現のために不可欠
- ❖ 子どもの健康権の実現には、他の子どもの権利の実現が必要
- ❖ 子どもの権利条約の一般原則
 - 子どもの生命・生存及び発達の権利
 - 差別の禁止
 - 子どもの最善の利益
 - 子どもが意見を聴かれる権利

国連子どもの権利委員会からの勧告(2019年)

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/100078749.pdf>

- ❖ 低体重出生率
- ❖ 完全母乳育児
- ❖ チャイルド・フレンドリー・ホスピタル
- ❖ 性と生殖に関する教育
- ❖ 安全な中絶及び中絶後のケアのサービスへのアクセス
- ❖ メンタルヘルス
- ❖ ADHDの子ども
- ❖ 小児緊急処置

環境問題が及ぼす健康への被害、オンラインの活用とこれに伴う健康上のリスクの問題、LGBTIの子どもとその家族に対するカウンセリングと支援の提供、子どもの健康に関する企業の責任などがあります。また、子どものメンタルヘルスの問題は、コロナ禍においても大きな問題となりましたが、気候変動の影響や、インターネット社会との関連などにおいて、深刻で早急に対処が求められています。

先ほども申しましたとおり、子どもの権利条約を実施し、子どもの権利を実現していく主たる責任は国にあります。しかしながら、小児医療に携わる関係者が、子どもの健康権をはじめとする子どもの権利全般、特に、子どもの最善の利益原則や、子どもが意見を聴かれる権利についてよく理解され、今後の研究や臨床の場で活かしていかれること、また、専門家の立場から提言を行っていかれることは、子どもの健康権の実現のために、とても重要であると考えます。

「小児科診療 UP-to-DATE」

<https://www.radionikkei.jp/uptodate/>